

京都の福祉

発行 京都府社会福祉協議会

2008

4
April

No.479

本会ホームページが
リニューアルしました!!

京都府社協

検索

<http://www.kyoshakyo.or.jp>

主な記事

- 1面…もえくさ
- 2面…平成20年度事業計画・予算
- 5面…シリーズ 第三者評価機関⑧
- 6面…ぷらっとホーム
福知山市鴨野町自治会会長 西本庄之助さん
- 8面…第三者評価研修報告

本紙は、共同募金の配分金によってつくられています。

魚が淵(京北町)のしだれ桜

もえくさ

▼海面上で風が吹くと波が立ち、波は風下へ進む。波のスピードより風速が強いと波は発達を続ける。別の領域に伝わった波を「うねり」という(気象庁HPより)。▼2月24日富山湾に「寄り回り波」が発生した。はるか北海道西方沖から伝わったうねりが富山湾特有の地形によって周期が14秒ものうねり(高波)となったとのこと。長い時間と距離をうねり自身が様々な干渉を受けつつ、かつ、減衰しながらも、大小の合成を繰り返してその環境と時を迎えたもの、と考えられる。▼京都テルサで去る

1月30日、高齢者見守り隊事業を地域で推進されている方々172名の参加を得て、「見守りフォーラムinきょうと」が開催された。千葉県常磐平岡地自治会の中沢会長から、「孤独死ゼロ作戦に挑む」と題し基調講演があり、その分厚い実践(孤独死110番設置、安心登録カード、あいさつ運動など)に感銘を受けた。府内3地域からの実践報告は、向日地域の福祉専門経験を生かした個別支援活動、中夜久野地域の福祉推進協議会を立ち上げての見守り活動、綾部地域の安心カード、シルバーサポーター(サポーター)店などを通じた見守り活動などに多彩。▼京都の取り組みの特徴は、「府内各地で」、「担い手の多様さ」、「サロン活動のよじにふれあい、交流型見守り活動と声掛け安否確認型見守り活動の合体型展開」、「見守り旗」「こころ餅運動」「ふれあい郵便」「ふくし便利帳」「見守りプラザ」など創造性あふれるユニークな事業内容にある。▼今、地域の変貌や絆の衰退を憂えるのでなく地域から風を起すことこそ大事と思う。京都府では、平成20年度予算で高齢者見守り隊事業が府内すべての地域でできるよう措置いただいた。私たちは、この20年度、府内すべての地域で見守り活動のうねりを創り、「第2回見守りフォーラムinきょうと」につなげ、そして他の地域活動とも合成し、「地域の絆の再生」へと大展開させたいと考えている。▼平成20年度事業計画を定める理事会で立石会長から、引き続き「安心と希望の持てる温かい地域づくり」をめざすことを表明させていただいた。府社協は、本年度も、関係福祉団体、府民の皆さんと手を携えこのスローガンで頑張っていきたい。

京都府社会福祉協議会事業計画・予算

～安心と希望の持てる温かい地域づくりを～

平成20年度事業計画・予算については、平成20年3月13日開催の理事会及び3月25日開催の評議員会において決定しました。事業計画の基本方針・事業の重点課題と収支予算書（総括）の概要は次のとおりです。なお、事業計画及び予算については、本会事務所またはホームページで閲覧が可能です。

I 基本方針

1 京都府社会福祉協議会を 取り巻く現状と課題

(1) 社会保障をめぐる特徴的な動き

緩やかな回復傾向にある経済情勢ではありますが、雇用情勢はなお厳しい状況にあり、低迷状態から抜け出せない状態が続いています。とりわけ、働いてもなお、ギリギリの生活水準である、いわゆる「ワーキングプア」の増加は、日本経済において深刻な問題を投げかけています。

この間、増え続ける社会保障予算の抑制と効率化を柱とした社会保障制度改革の波は、国、地方を問わず進められ、セーフティネットの機能さえ危ぶまれる厳しい環境にありま

す。

こうしたなかで、政府は「社会保障国民会議」を新設し、雇用・年金、医療・介護・福祉、少子化・仕事と生活の調和の三つの分科会での審議を通じて、今後の社会保障政策のあるべき姿を打ち出すこととしています。

(2) 社会福祉をめぐる特徴的な動き

① 少子高齢化が一層進み、福祉・介護ニーズは高まる一方の中にあつて、介護・福祉に従事する人材の確保が、労働環境などの問題で極めて困難な状態に陥っています。

昨年8月に厚労省において「福祉人材確保指針」の改定が行われ、適切な給与水準の確保や介護報酬の設定、健康管理対策等の方策が出されましたが、これに基づく実効性のあ

る早急な対応は、後回しにできない急務の課題です。

② 児童福祉分野では、少子化の流れに歯止めがかからず人口減少社会に突入する中、国は少子化対策を最重要課題に位置づけ、「子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議を設置し、子育てに関する幅広い対策検討が進められています。また、「社会的養護体制」の充実方策を含め、未来を担う子どもたちの育ちと養育の保障に関する政策・制度の確立・施策の推進が求められています。

③ 児童虐待、高齢者虐待、障害者虐待など「虐待」問題は今日なお新聞紙上等で取り上げられるなど深刻さを増しています。虐待防止法や制度の改正などの対応策が講じられてきていますが、専門機関の相談等対応の充実や関係機関の発見機能の強化などともに、地域においては社会福祉協議会の組織の特性とネットワークを生かして、これらの動きと連携した取組みが期待されます。

④ 障害者福祉分野では、「障害者自立支援法」の抜本的見直しに関する検討が行われ、利用

者負担のあり方等の課題について、法施行3年後の見直しに向けた方向性が議論され、負担軽減等の緊急措置の実施が予算化されましたが、「応益負担原則」や「所得保障のあり方」などの根本的問題は、引き続き課題となっています。また、本年は障害者権利条約の日本政府の批准に向けて、当事者の意見を十分にふまえた条文翻訳や国内法制の点検・整備、実効ある実施体制づくり等が求められます。

⑤ 地域福祉のあり方の見直しについて、厚労省の研究会が設置され、地域社会及び福祉課題の変化に対応した、地域福祉の意義と役割、地域福祉推進の条件等について新たな方向付けがされようとしています。社会福祉協議会を含む既存施策の見直しも想定され、適切な対応が必要です。

⑥ 社会福祉構造改革と規制緩和政策は着実に進められ、福祉の市場化が次第に広がりを見せている中で、社会福祉法人の経営は新たな対応を迫られてきており、時代のニーズ、環境の変化に対応した取組みが期待されています。

(3) 京都府行政の動向

地方への税源移譲や地方分権などの名ののもとで、地方自治体の財政事情は一層厳しさを増し、福祉施策の推進にとっても少なからず影響を受けてきています。

そういった厳しい環境の中にあつて、府では地域力再生の重点的な取組みとして「高齢

者見守り隊」事業の全市町村への拡大支援などとともに、緊急雇用対策や障害者への就労支援など「府民生活を守る4つの緊急対策」を打出すなど、「安心・安全、希望の京都」の実現に取組んでいます。

一方、京都府においては17年度から進めている「経営改革プラン」の具体化を推し進め、職員の削減など引き続き支出抑制を行ってきているとともに、本会を含む関連団体に対しても人件費や事業費の見直し・縮減の要請が強まってきています。

(4) 府内市町村(社協)の動向とその特徴

京都府内での市町村合併は、18年度において、一定の落ち着きをみせ、現在では26の市町村行政単位(京都市を含む)となりました。一方、市町村行政の財政事情も、地方交付税などの大幅減収の中にあつて、厳しい状況下に置かれており、福祉施策の大幅な見直し、市町村社協への補助金削減などがつてない厳しい査定が行われています。

また、市町村社協の介護保険事業においても、介護報酬の見直しによる大幅減収や人材確保の困難さなど、経営面でも極めて深刻な状況にあります。

(5) 京都府社協をめぐる現状と課題

全国の社会福祉協議会をめぐる動向は、本会と同様、財政的にも厳しい環境にあり、実施事業や実施体制などの計画の見直しや改善

が迫られてきています。

こうした動向の中にあつて、都道府県社協としての存在意義と使命・役割を一層明確にすることが極めて重要であると同時に、今日的なニーズや変化にこたえ得る、存在感のある社協づくりを目指すことが求められています。中期計画の最終年度となる20年度はこうした現状を踏まえ、21年度に向けた第二次中期計画の策定が求められています。

2 基本方針

以上の情勢認識、課題認識の下で、平成20年度は以下の基本方針を柱に事業の推進を図ります。

(1) 今日的な京都府社協の立脚点を踏まえ、存在感のある社協づくりをめざして、関係す

る諸団体・諸機関、当事者等と連携・協働した取組みを進めます。

とりわけ、地域福祉の推進にあたっては、これまでと同様に市町村社協、民生・児童委員協議会との連携を一層図り、地域福祉権利擁護事業(日常生活自立支援事業)、高齢者見守り隊事業、生活福祉資金貸付事業等低所得対策事業、父子福祉活動等当事者支援事業、災害時等含むボランティア活動の振興事業等に取組みます。

(2) 社会福祉経営を取巻く環境が大きく変貌してきている中で、新たな時代における社会福祉法人の経営のあり方が問われてきています。京都府社会福祉施設協議会や京都府社会福祉施設経営者協議会等の社会福祉施設分野との連携を強化し、今日的なニーズに基づく事業展開と経営支援を行っていきます。

わけても、昨年立ち上げた企業と福祉分野との連携をめざす「きょうと福祉パートナー事業」の本格な事業展開を図ります。

(3) 平成20年度は、「京都府社協中期計画」の最終年度であり、一定の到達を明らかにする年度です。5年間の取組みの総括と、客観的な環境と本会に求められる課題を踏まえた実効性のある「第二次中期計画」の策定を図ります。

(4) 引き続き厳しい環境に直面している現状を見据え、メリハリのある事業の展開、「選択と集中」を基本に、20年度事業の推進に努めます。さらに、会務運営にあたっては、効果的・効率的な事業執行と健全な財政運営を図るためにも、自主財源の造成課題に取組みます。

II 事業の重点課題

1 府民の権利主体性の発揮を支援するための事業推進

① 福祉サービスの利用や日常的な金銭管理を支援することを通して、認知症高齢者や知的障害者、精神障害者の判断能力に不安のある人たちが、地域で安心して、その人らしく暮らしていく環境を整備することがますます求め

られています。引き続き全市町村社協での福祉サービス利用援助事業(地域福祉権利擁護事業)の利用促進が図られるよう取組みを強化します。

② 福祉サービス利用援助事業の適正な運営を確保するとともに、福祉サービス利用者からの苦情を適切に解決する体制づくりに取組みます。また、運営監視合議体の監視機能、役割を明確にし、十分に発揮できるよう実施体制

さらに、昨年3月に行った「地域福祉権利擁護事業に関する提言」に基づく市町村行政機関などへの働きかけを行い、事業への理解と改善促進に努めます。

③ 「京都介護・福祉サービス第三者評価等支援機構」の充実と自立運営に向け、第三者評価事業の普及と推進に、関係諸団体と連携・協働して引き続き取組みます。また、「介護サービス情報公表事業」の円滑な運営、サービス利用者への周知を図るため、「介護サービス指定情報公表センター」事業に取組みます。

④介護支援専門員の人的確保と合せ、質の確保、レベルアップを図るため、資格試験や研修事業等その育成に取組みます。

⑤父子会等当事者組織のエンパワメントを支援、組織化への支援、ネットワークの構築に向けた諸事業を実施します。

2 福祉「コミュニティづくり」の中核となる市町村社協の支援

今後の市町村社協の事業・活動、組織運営のあり方を明らかにするため、社協の使命や今日的な役割の再確認・検討を行います。

「高齢者見守り隊事業」の推進により、地域福祉活動の広がりや底上げ、小地域での福祉推進組織の基盤強化をはかり、多様化する地域の福祉課題への対応力を強めます。

災害時のためのネットワークづくりをすすめることで、平常時から要配慮者を支える地域づくりをめざします。

3 生活支援を通じた福祉ニーズの総合的な把握・共有・解決機能の発揮

生活福祉資金の貸付相談事業（「離職者支援資金」や「長期生活支援資金」なども含む）

や滞納世帯に対する債権管理強化推進モデル事業などをとおして、利用者への具体的な生活支援と生活福祉問題や福祉ニーズの把握に努めます。また、要保護世帯向け長期生活支援資金の適正な実施に努めます。

4 今日福祉課題を調査・分析・提言するシンクタンク機能の発揮

各セクションにおける19年度の取組みをベースに、理論的、実践的到達や課題について集約・研究します。また、事務局内の「総合相談・シンクタンク」のプロジェクトチームを充実させ、各相談部門の特徴的な相談事例の研究や相談窓口の強化などについて引き続き取組みます。

5 地域福祉を推進する福祉関係及び他分野の機関・団体との連携

「京都府災害ボランティアセンター」の充実・強化に向け、引き続き構成団体との連携・協働体制を強めます。また、京都府域の災害ボランティアセンターとの協働関係づくりに取組みます。

また、2年目を迎える企業と福祉団体等の連携を図る「きょうと福祉パートナー事業」を本格的に事業化し、京都府の新しい協働関係を築きます。

社会福祉施設関係団体（府経営協や府施設協など）や京都府民生児童委員協議会は、有力なパートナーとして、一層の連携・協働を押し進めます。

6 人権感覚豊かな福祉人材の確保・養成

介護分野における人材確保の困難さは、介

護保険事業の維持・存続にも大きな影響を及ぼしています。いわゆる福祉人材確保の見直し指針に基づく事業者支援、求職者支援など今日の状況を踏まえた事業に取組みます。

また、ここ数年福祉職の離職率増加に鑑み、処遇改善への支援や質の確保など人材の育成、研修事業を実施します。

7 民間福祉活動を支える社会福祉事業の経営支援及び福祉サービスの質の確保・向上を図る事業の推進

社会福祉法人をめぐる経営環境の変化の中で、法人としての存立基盤である公共性、非営利性を堅持し、経営の安定化と社会的ニーズへの対応を図ることが求められています。

本会が事務局を担っている「京都府社会福祉施設協議会」並びに「京都府社会福祉施設経営者協議会」等との連携を強めながら、諸事業、諸活動の支援を展開します。

また、介護・福祉サービスの質の向上を図る「介護・福祉サービス第三者評価事業」や「介護サービス情報公表推進事業」の取組みなど、「利用者支援」に向けた福祉事業者の取組みを支援します。

8 京都府社協組織基盤の強化

最終年度にあたる「府社協中期計画」の総括と新たな第二次中期計画の策定作業に取組みます。また、厳しい経営環境の中で、引き続き安定した財源確保と健全な財政運営に努力します。

平成20年度 一般会計・特別会計収支予算書（総括表）

（単位：千円）

一般会計		収入額（前年度繰越金含む）	支出額	次年度繰越金
一般会計		2,214,552	1,910,457	304,095
特別会計	公益事業	20,160	20,160	0
	収益事業	4,500	4,500	0
	生活福祉資金貸付事業費	1,873,518	1,873,518	0
	生活福祉資金貸付事業事務費	56,080	56,080	0
	離職者支援資金貸付事業費	864,665	864,665	0
	離職者支援資金貸付事業事務費	15,193	15,193	0
	要保護世帯向け長期生活支援資金貸付事業費	19,001	19,001	0
	要保護世帯向け長期生活支援資金貸付事業事務費	4,390	4,390	0

シリーズ 第三者評価機関紹介⑧

●介護分野評価機関

京都市老人福祉施設協議会事業センター

京都府認知症グループホーム協議会

京都社会福祉士会

京都府介護福祉士会

京都ボランティア協会

きょうと介護保険にかかわる会

カロア

京都府老人保健施設協会

京都私立病院協会

京都福祉サービスをよくする会

市民生活総合サポートセンター

京都ビジネス・サポート・センター

福祉総合調査研究機関

株式会社ヤトウ 大阪支店

きょうと福祉ネットワーク「一期一会」

環境ISO自己宣言相互支援ネットワークジャパン

●福祉分野評価機関

市民生活総合サポートセンター

京都ボランティア協会

京都府保育協会

きょうと福祉ネットワーク「一期一会」

京都社会福祉士会

京都における第三者評価事業は、介護分野は平成15年度から、福祉分野は平成17年度から始まりました(試行事業含む)。これまでに約650件の評価が行われています。サービスの質の向上とコンプライアンスの観点から、今後ますます第三者評価を推進していくことが重要になってきています。

本会では、第三者評価を進める推進組織である「京都介護・福祉サービス第三者評価等支援機構」の事務局を担っています。第三者評価推進の一環として、実際に評価を行う評価機関をシリーズで紹介します。

評価機関名 特定非営利活動法人
環境ISO自己宣言相互支援ネットワークジャパン
(略称: セルフデクル)

代表者名 清水 博 (評価実施責任者: 江守 潔)

認定年月日 (介護分野) 平成20年3月5日

評価調査者人数 (介護分野) 6人

評価実績等 平成20年3月に新たに認定を受けました。

自己PR欄

私達は、介護や福祉分野専門ではなく、多種の事業所様に自己評価(自己宣言)をして頂くサポートを本業としております。勿論、各専門分野に精通しているスタッフも居りますが、同業者同士の目からは見落しがちだったり、気づかない点も含め、本当の意味での第三者評価機関を目指しています。

それによって、事業者様がそれぞれの理念の実現に向けて、コンプライアンス性を確実にし、介護に心づかいを深くする長期・短期の目標を定めて実行し、継続的に介護サービスの質の向上を図っていくシステムを確立してもらえるような第三者評価を実践していくことを考えています。

連絡先: 京都府京都市上京区六軒町通一条上る若松町349

電話番号 075-462-6275

FAX番号 075-462-6275

ホームページ <http://www.selfdecl.jp>

E-Mail k-basya@joy.ocn.ne.jp (iso@selfdecl.jp)

* 弊社の略称『セルフデクル』の名称の意味について
『セルフ』は英語で『self』、意味は『自己』です。『デクル』は英語の『declaration』の略で、意味は『宣言』です。ですから、『セルフデクル』とは自己宣言をサポートするという意味を含めた名称です。

社会福祉施設
総合損害補償

しせつの損害補償

ホームページでも内容を紹介しています。
<http://www.fukushihoken.co.jp>

社会福祉施設のさまざまなリスクに対応するために!

プラン1

施設の業務中事故賠償補償

- ① 基本補償
 - 基本補償(A)は、法人業務を包括的に補償
 - 見舞費用付補償(B)は、賠償責任のない場合の見舞金も補償
 - オプション・医療事故補償も充実
- ② 個人情報漏えい対応補償
 - 個人情報漏えいによる法律上の賠償責任を負った場合(おそれのある場合を含む)に補償
 - クレーム対応費用、見舞品購入費用等を補償

プラン2

施設利用者の傷害事故補償

- ① 入所型施設利用者
- ② 通所型施設利用者
- ③ 不特定多数利用者

プラン3

施設送迎車搭乗中の
傷害事故補償

- 施設送迎車に搭乗中の傷害補償
- 施設の過失の有無は不問

プラン4

施設職員の災害事故補償

- ① 施設の労災上乘せ補償
- ② 施設職員の傷害事故補償
- ③ 施設職員の感染症罹患事故補償

プラン5

施設の什器・備品
損害補償

- 施設内の什器・備品を幅広い範囲で補償
- 施設の現金等も補償

◆ 加入対象は、社会福祉法人等で運営している社会福祉施設です。

- 全国社会福祉協議会のスケールメリットを活かし、充実した補償内容
- 団体契約のため有利な補償と割安な保険料(掛金)
- 迅速で丁寧かつ適正なお支払い

● この保険は全国社会福祉協議会が保険会社と一括して契約を行う団体契約(「賠償責任保険」「傷害保険」「労働災害総合保険」「約定旅行費用保険」「動産総合保険」)です。

● このご案内は概要を説明したものです。詳しい内容のお問い合わせは下記をお願いします

団体
契約者

社会福祉法人

全国社会福祉協議会

取扱
代理店

株式会社 福祉保険サービス

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新慶が間ビル17F
TEL: 03(3581)4667 FAX: 03(3581)4763

(引受幹事保険会社) 株式会社 損害保険ジャパン

ぱらっとホーム

このシリーズでは、いま、キラキラ輝いているひとを紹介しています。

理屈より行動を



西本 自治会長

平成16年10月に全国各地に災害をもたらした台風23号は、福知山市内にも大きな被害を与えました。福知山市では日頃からの連携が非常時に大きく影響するとの教訓から、平成18年9月に災害ボランティアネットワーク連絡会を立ち上げました。その代表者である西本庄之助さんは、福知山市鴨野町自治会の会長も務めています。鴨野町では自治会館に独自に危機管理室を設置し、無線を常備するなど、地域防災活動を展開しています。「理屈で考えるより、まずトップから動く」ことをモットーとして、15年間会長として企画や運営をひたしている西本さん取材しました。

被災後3日間は地域住民の自力で

台風23号によって、西本さんの住む鴨野町団地でも国道9号線が冠水し、一時は孤立状態となりました。また水道水に泥が混入し、飲料水が不足になるなどライフラインが止まりました。この体験から西本さん達の自治会では、「3日経てば行政が動く、救助などの情報も得られる」それまでの間、自分たちで生活を守る方法を考えなければならぬと実感しました。

そこで自治会役員発案による「鴨野町レスキュー隊」が結成されました。いざ動き出してみると「活動するなら、ヘルメットが必要や」「役員もつくってよ」など話が膨らみ、まずは年に1回は必ず防災訓練をすることになりました。

地域に住む人全員参加の災害訓練

鴨野町団地の隣には、特別養護老人ホームが隣接しています。西本さんは、「災害時には、自治会が老人ホームの利用者を助けなければ」と毎年の防災訓練は施設と合同で行なっています。西本さんの「住民」の捉え方は、所属している職場や立場に関係のない「同じ土地に住むすべての人」を指します。

自治会の避難訓練では住民が何人避難できたのか確認します。これによって1世帯の人数や、さらに独居老人や介護が必要なお年寄り等のいる世帯を把握する必要性が出てきました。そこで自治会独自に住宅地図に要援護者をマークした福祉マップを作成しました。共働きの夫婦からは「昼間はおばあちゃんが一人だから、何かあったときには自治会で助けて」と申告があるなど、自治会が住民の信頼を得ていることがわかります。

福知山市災害ボランティアネットワーク連絡会

西本さんが代表を務める福知山市災害ボランティアネットワーク連絡会は、行政や社会福祉協議会、大学、青年会議所、自治会などの団体によって構成されています。

現在は市内で3つのモデル地区を指定し、高齢者や障害者など「要配慮者」の情報を収集する準備をすすめています。しかし、地域の状況が異なるため具体化には苦労しているそうです。西本さんは「せつかつくくるなら

『地域のために、まずはぜひひとみらいを』

福知山市鴨野町自治会 会長

福知山市災害ボランティアネットワーク連絡会 代表 西本庄之助さん





夏祭り会場：着ぐるみはすべて地域の人の手作り



若い世代が里帰りする夏祭り

完璧なものを」とじっくり時間をかけて地域に説明して基盤整備を行い、「形式だけでない災害時に役立つものにしていきたい」と話しておられました。

自分たちで住みやすい街をつくる

鴨野町には130世帯380人が住んでいます。内65歳以上の住民は50%を超えています。高齢化の進行は、鴨野町も例外ではありません。西本さんは「若い人に田舎に残れとか帰って来いと言うのではなく、高齢者でも自分たちで住みやすい町にすればいい」とキツパリ言い切ります。

自治会では夏祭りを開催しており、今年で13回を数えます。花火大会もあることから毎年この日にあわせて、町を出た若い世代が子どもをつれて里帰りをするので、団地に住むお年寄りも大変楽しみにしているそうです。また、春には「花見会」、秋には敬老会として「おたっしや会」、クリスマス

理論よりまず行動を

スシーズンには、団地の一角を電飾して、神戸のルミナリエならぬ「カモノリエ」が開催され、いずれも自治会内外の多くの人で賑わっています。

企画は、西本さんの「雑談の中に本音がある」との言葉が示すように、何気ない住民同士の会話の中から生まれたものだそうです。行事を住民自身が楽しんでることが、地域外の方を呼び寄せてさらに発展させています。

西本さんに「地域や人のためになぜこまで一生懸命になれるのか」と尋ねたところ、

「誰かがやらなしゃあない」という言葉が即座に返ってきました。「誰かが」と言うのは自分でもあり他人でもあります。目の前に困っている人がいた時に、他の誰かの責任とかどの団体の役割かということを考えるよりもまず気づいた自分から動く、その姿勢が周囲の共感を呼び、協力者を増やしているのだと

感じました。西本さんはそんな自身の姿も「会長が自ら動いたら、みんなはついてこな仕方ないわな」と冗談めかしておっしゃいます。

行動するより前にあれこれ悩むのではなく「まずはやってみてから、修正する」「石を投げないと波紋はできない」と言う西本さんのうわべだけでなく本気がぶつかっていき姿勢は、前向きですががしく感じられました。これからも地域住民へ、さらに多くの人々へとエネルギーの波紋が広がることを期待しています。

よりよい事業所選択のために

福祉サービス等第三者評価評価調査者フォローアップ研修開催

平成20年1月29日(火)、30日(水)と2月5日(火)の3日間に行われて、福祉サービス等第三者評価評価調査者フォローアップ研修が開催されました。

第三者評価は、事業所が自らサービスの質の向上に努めることを支援するとともに、その結果を公表することによって、事業所を選択する際の参考資料として活用されることが目的です。評価結果として利用者が目にする「総合評価」の作成にあたっては、各項目について専門的な指摘を行うにとどまらず、利用者にとっ



てわかりやすい表現で、その事業所の特徴や「良いところ」「努力の必要などころ」が記載されるのが望まれます。今回の研修では「総合評価」の作成にあたっての訪問調査時の視点とその表現方法について学びました。

障害分野10名、保育分野28名の受講生からは、事業所からの聞き取り方法や評価の際の文章の作り方などに対して、お互いに積極的な発言が相次ぎ、意欲的な研修となりました。



受講者のアンケートからは、「他の受講生の意見を聞いて、多くの気づきを得ることが出来た」「このような研修を繰り返し、自身を研鑽していきたい」など大好評のうちに研修を終えました。第三者評価等支援機構では、評価結果が受診事業者並びにサービス利用者にとって、よりよい情報となるよう引き続き事業の充実に努めていくこととしています。

(文責：事務局)

第三者評価について
知りたい方は・・・

「京都介護・福祉サービス等第三者評価サイト」をご覧ください!!

<http://www.kyoto-hyoka.net>

★評価受診事業所募集中★



「京都の福祉」へのご意見、感想、とりあげてほしいテーマなどお寄せください。
表紙の写真も募集しています。

本会へのご意見等は、右記URLの「お問合せフォーム」を通じてお寄せください。

京都の福祉 毎月1日発行
昭和36年7月26日 第3種郵便物認可

発行所 京都府社会福祉協議会

発行人 森 育 寿

〒604-0874 京都市中京区竹屋町通烏丸東入る清水町375

TEL 075-252-6291 FAX 075-252-6310

URL <http://www.kyoshakyo.or.jp>